

組織部速報

2019年10月18日

No. 7

2019年度年末手当闘争!!

要求を申し入れる!!

基準内賃金に家族手当を加えた額×

2.8カ月分

回答指定日：11月14日（木曜日）とする。

支払指定日：12月6日（金曜日）とする。

中央本部は、昨日会社に対して2019年度年末手当の申し入れを行ない、「基準内賃金に家族手当を加えた額×2.8カ月分」を要求しました。申し入れに際して、高木委員長より「職場では要員不足の中、度重なる災害に不眠不休で対応しており、人件費などの経費削減によって、収支を合わせるということは到底認められない。よって誠意をもって回答を示すこと。」と述べ、要求書を提出しました。

職場の現実を訴えて要求満額をかち取ろう!!